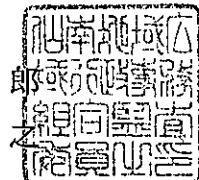


## 仙南地域広域行政事務組合監査告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年1月22日

仙南地域広域行政事務組合  
監査委員 佐藤長壽  
監査委員 斎藤英



### 1 監査年月日

令和6年1月19日（金）

### 2 監査対象

次に掲げる財政援助団体の出納及び事務の執行状況並びに負担金交付事務の執行（令和4年度）

えずこ芸術のまち創造実行委員会

### 3 監査の主眼

令和4年度の財政援助に係る負担金事業が、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、所管部局及び財政援助団体ごとに、それぞれ次の点に主眼を置き監査を実施した。

#### (1) 所管部局関係

- ① 負担金の決定は法令等に適合しているか。
- ② 負担金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 負担金に関する条件の内容は明確か。
- ④ 負担金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑤ 負担金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

#### (2) 負担金交付団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した申請書等は符合するか。

- ② 負担金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 負担金に係る収支の会計経理は適正か。

#### 4 監査の方法

監査の主眼に基づき、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

なお、あらかじめ負担金交付団体及び所管部局から監査資料、関係諸帳簿等の提出を求めて、補助職員による予備監査についても実施した。

#### 5 監査の結果

令和4年度の財政援助に係る負担金事業は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

#### 6 監査意見

今後、より一層の適正管理に努められ、圏域住民の福祉の増進を図られたい。